

【重要】 各種証明書の交付手数料の減免について

令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号により被災された方に寄り添うため、各種手続きに必要な証明書の交付手数料を免除します。

【対象となる方】

各災害発生時点で館山市に住民登録があり、罹災証明書の交付を受けた世帯に属していた方（代理人が来庁する場合、依頼人が左記であること）

【必要なもの】

り災証明書（コピー可）、本人確認書類、減免申請書（窓口にあり）、印鑑、印鑑登録証（印鑑登録証明書申請者のみ）

【手数料が免除できる証明書の種類（窓口申請のみ）】

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍関係の証明書、税務関係の証明書、印鑑登録、マイナンバーカードの再発行 など

※発行する各種証明書には『災害手続用』のゴム印を押印します。

◆らくらく窓口証明書交付サービスご利用の方

減免申請書の記入等が必要となりますので、
窓口職員へ必ずお声かけください。

（注）既に有料で証明書などを取得した場合、返金はできません。

お問い合わせ：市民課（0470-29-5404）